

医療法人やわらぎ訪問看護ステーション「マーガレット」運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人やわらぎが開設する訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定(介護予防)訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関して必要な事項を定め、ステーションの看護職員、その他の従業者(以下「看護職員等」という。)が、主治医が必要を認めた要支援又は要介護状態(以下要介護状態等という。)にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供に当たりステーションの看護職員等は、要介護状態等にある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すように支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 医療法人やわらぎ訪問看護ステーション「マーガレット」
- ②所在地 北海道空知郡南幌町栄町1丁目1番20号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者:看護師もしくは保健師 1名 (常勤、看護職員と兼務)

管理者は、所属職員を敷き・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合はステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- ② 看護職員:保健師、看護師または准看護師 常勤換算 2.5名以上(内、常勤1名以上)

保健師・看護師は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

- ③ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 適当数 *必要に応じて雇用する。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

- ④事務員 1名 (非常勤、介護老人保健施設ゆう事務員と兼務)

事務員は、事業を行うにあたり、管理者の指揮命令のもと、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ② 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

- ②営業時間 午前8時00分から午後8時00分までとする。

- ③その他 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- ① 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、(介護予防)訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。

- ②利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

①療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排壯等日常生活療養上の世話、ターミナルケア等

② 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

② リハビリテーションに関すること。

③ 家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理等

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その1割の額とする。ただし、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

①事業所から、往復10km～20km 200円

② 事業所から、往復20km～40km 400円

(※以降20キロメートル増すごとに200円加算)

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南幌町、江別市、北広島市、岩見沢市栗沢町南本町、栗山町とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第11条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修採用後 6カ月以内

②継続研修年1～2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 ステーションは、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、その利用目的を公表する。また、ステーションは従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人やわらぎとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する法人内委員会の内容について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。(法人内虐待防止委員会指針)
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 3月 1日に改定する。
- この規程は、平成21年 4月 1日に改定する。
- この規程は、平成21年 6月 1日に改定する。
- この規程は、平成24年 8月 1日に改定する。
- この規程は、平成26年 3月 1日に改定する。
- この規程は、平成27年 5月 1日に改定する。
- この規程は、平成27年 6月 1日に改定する。
- この規程は、平成28年 4月 1日に改定する。
- この規程は、平成28年 7月 1日に改定する。
- この規程は、平成28年 8月 5日に改定する。
- この規程は、平成29年 12月 26日に改定する。
- この規程は、平成30年 1月 1日に改定する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 10月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 12月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 3月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 11月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 6月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 7月 31日から施行する。